

福岡支部の収支について

1. 支部別収支作成の目的

- 令和3年度における都道府県別医療費等の実績が明らかになったことから、この実績を用いて、令和3年度の各支部における収支差を算出しました。
- 令和3年度の都道府県単位保険料率は、2年前の令和元年度の実績（医療費や総報酬額）をもとに収支を見込んだうえで算定していますが、今回の支部別収支の収支差は、医療費等が料率算定時の見込みからどの程度乖離したかを表したものになっています。
- 支部別収支の収支差は、2年後の都道府県単位保険料率の算定の際に精算することとされており、この精算すべき額を算出することを目的としています。
- 令和3年度の支部別収支差がプラスの場合は、令和5年度の保険料率算定時にその額を収入にプラスすることになるので、保険料率を引き下げる方向に働き、逆にマイナスの場合は、その絶対値を支出にプラスすることになるので、保険料率を引き上げる方向に働くこととなります。

(今回の支部別収支の収支差は、令和5年度の都道府県単位保険料率の算定の際に精算することになります。)

次ページに、全国の収支と福岡支部の収支について掲載いたします。

令和3年度決算見込みに基づく福岡支部における収支差：②福岡支部の収支差

2. 福岡支部の収支差

	収 入						支 出											収支差								
	保険料収入		その他収入				医療給付費(国庫補助を除く)(調整後)					現金給付費等(国庫補助等を除く)		前期高齢者納付金等(国庫補助を除く)	業務経費(国庫補助を除く)	一般管理費(国庫負担を除く)	その他支出	令和元年度の収支差の精算	令和元年度のインセンティブ		全国平均分	地域差分				
	一般分	債権回収以外	債権回収				(A)-(B)		年齢調整額	所得調整額									加算額	減算額						
							医療給付費(A)	災害特例分(B)																		
全国計	9,855,345	9,853,918	21,665	9,249	12,416	9,877,010	5,349,614	5,349,614	5,352,073	690	※1,768	-	-	485,752	3,509,205	143,142	52,875	37,284	-	-	6,764	▲6,764	9,577,872	299,139	299,139	-
40 福岡	452,083	452,019	1,042	415	627	453,125	253,863	264,685	264,685	※		2,193	▲13,015	21,802	157,507	6,425	2,373	1,673	▲1,790	▲472	303	▲775	441,382	11,744	13,427	▲1,683

(注) 1. 「債権回収」は、資格喪失後受診に係る返納金、業務上傷病による受診に係る返納金、診療報酬返還金、損害賠償金に係る債権の回収額の実績を表す。
 2. 「年齢調整額」、「所得調整額」のマイナスは調整額を受け取る支部、プラスは調整額を負担する支部。
 3. 医療給付費は、東日本大震災等による窓口負担減免措置に伴う令和3年度の協会負担分に係る窓口負担減免額を含む。
 4. (B1)は、健康保険法施行規則第135条の2の2第2項第1号に基づき、東日本大震災及び平成30年7月豪雨に伴う令和元年度における協会負担分の窓口負担減免額のうち、総報酬額の0.01%を超える部分として、(A)から控除するものである。また、(B2)は、東日本大震災に伴う窓口負担減免措置によって医療費が増加した分のうちの医療給付費分(国庫補助を除く)を波及増分(B2)を表す。
 5. 「令和元年度の収支差の精算」は、令和元年度の都道府県支部ごとの収支における収支差の精算(健康保険法施行規則第135条の7に基づき行うもの)を表す。
 6. 「インセンティブ」は、令和元年度の都道府県支部ごとの取組実績に対する加減算額(健康保険法施行令第45条の2第1号ロ及びニ並びに健康保険法施行規則第135条の5の2に基づき行うもの)を表す。
 7. 国の年金特別会計に係る分並びに東日本大震災による窓口負担減免措置に伴う波及増分(B2)が暫定値であるため、数値は今後変わらう。

① ② ③

➤ 収支差にかかる内容について

- ① 福岡支部の収支差：約117億4,400万円
- ② 全国の収支差(約2,991億3,900万円)を総報酬按分した額：約134億2,700万円
- ③ 令和5年度保険料率算定時に精算すべき額(①-②)：約16億8,300万円

令和5年度保険料率算定時に支出に加算される



福岡支部における令和3年度の地域差分約16.83億円は、令和5年度保険料率算定の際には、令和3年度の総報酬額での計算では約0.04%の料率引き上げに働くこととなる。